

部活動ガイドラインは令和元年12月 に変更されています

平成30年1月31日

犬山市立小中学校保護者 様

犬山市教育委員会 教育長 滝 誠

平成30年度 犬山市部活動ガイドラインについて（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃から本市・学校の様々な教育活動に、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、部活動の運営方法において基本的な事項や留意点を「犬山市部活動ガイドライン」としてお示しすることとなりました。

部活動は、心身が大きく成長する中学生にとって、体力を向上させ、他者と協同する態度や規律を尊ぶ態度を培うなど、人格の形成に大きな役割を果たしてきました。

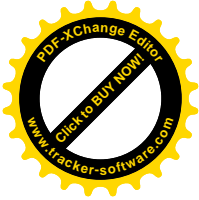
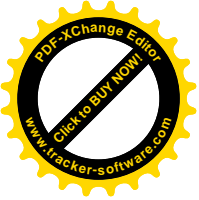
しかし、その反面、部活動を支える教員の多忙化が大きな社会問題となってきました。教員の最も重要な業務は、一人一人の子どもに丁寧に関わりながら質の高い授業や個に応じた指導を実践していくことです。学校・教育委員会には、長時間労働を改善し、教職員が果たしてきた役割や使命をいかに維持向上していくかという大きな課題が突きつけられています。

かねてより文部科学省は、行き過ぎた部活動に対して、スポーツ障害・バーンアウト（燃え尽き症候群）の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえ、適切な練習時間や休養日についての指針を示してきました。

このような状況を踏まえ、犬山市教育委員会では、教育活動全体の中での部活動の在り方について学校組織全体で検討し、丹葉地区（犬山市・岩倉市・江南市・大口町・扶桑町）の申し合わせ事項としてきた部活動の指針を、さらに踏み込んだ「犬山市部活動ガイドライン」として策定しました。（裏面）

今後、このガイドラインを基にして、学校ごと、部活動ごとの運営方法を、入学説明会、PTA委員会などを通して生徒・保護者の皆様へ説明させていただくこととなります。それぞれの運営方法に関して御理解をいただくとともに、活動への御支援をお願いいたします。

【連絡先】 犬山市教育委員会 学校教育課
電話 0568-44-0350



犬山市部活動ガイドライン

平成30年 1月 犬山市教育委員会

部活動は、心身が大きく成長する中学生にとって、体力を向上させ、他者と協同する態度や規律を尊ぶ態度を培うなど、人格の形成に大きく影響を及ぼすものです。

しかしながら、教員の多忙化が大きな社会問題となるなかで、教員の本来の業務である、子どもたちと向き合う時と場を確保するために、教育活動全体の中での部活動の在り方を見直し、「犬山市部活動ガイドライン」を策定しました。

1 部活動運営方針の説明について

- ・ 入学説明会・PTA総会などの機会を通して、部活動ごとの経営案・運営方法等を示します。
- ・ 1か月前には練習計画表を配付し、活動日及び休養日、活動時間、活動場所をお知らせします。
- ・ 対外試合等の移動は、公共交通機関・自転車を原則とします。保護者に送迎を強制することはありません。

2 業後の活動について

- ・ 少なくとも、週に1度を休養日とします。
- ・ 活動終了時刻は、日没時刻を考慮して学校ごとに決定します。日没の影響がない時期でも、最長17:45までとし、最終下校時刻を18:00とします。

3 早朝練習について

- ・ 土曜日・日曜日を含む連休明けは、年間通して実施しません。
- ・ 防犯上の観点から、7:10より前に登校時間を設定しません。
- ・ 平成30年9月をめどに、段階的に早朝練習を取りやめます。もしくは、それに代わる措置を講じていきます。

4 休日の活動について

- ・ 土曜日か日曜日のどちらかを休養日とします。「家庭の日」である第3日曜日にも十分配慮します。
- ・ 休日の練習時間は、4時間をめどとします。
- ・ 長期休業中の休日の活動は実施しません。年末年始の休業、夏季休業中の行事を持たない期間も同様とします。
- ・ 大会参加等で、上記のルールから外れる場合は、代替の休養日を設けます。

5 1年生の入部日程について

- ・ 休日練習の開始は、5月下旬以降とします。
- ・ 早朝練習の開始は、本登録（6月中旬 中間テスト終了後）以降とします。

6 陸上・駅伝練習について

- ・ 部活動の一斉休養日には活動をしません。
- ・ 最終下校時刻から1時間以内で下校させます。
- ・ 過度な負担を防ぐため、週の練習量・年間の練習期間に配慮して進めます。